

ボートレース三国レース映像等使用に関する規程

■目的

本規程は、越前三国ボートレース企業団（以下、「ボートレース三国」という。）が管理運営するホームページ等で公開している映像の適正利用を目的として定めるものである。

■申請

レース映像等の使用を希望する者は、映像使用日（公開予定日）の14日前までにメールにて次の内容を記入し、ボートレース三国に申請しなければならない。

①責任者住所・氏名・電話番号

②目的

③内容

④映像使用日 ※具体的な日付を記載すること。申請日から概ね3ヶ月以内とする。

⑤映像使用場所

⑥使用するWEBサイト名（アプリ名）

⑦使用するチャンネル名（アカウント名）及びWEBサイトURL

⑧出演者

【申請先メールアドレス】 kyotei-4k@city.fukui-sakai.lg.jp

■許可

ボートレース三国は、申請者の過去の実績（配信内容等）を考慮し、目的等を適正と認めたとき許可する。

■許可の取消し

ボートレース三国が不適切だと判断した場合は、許可を取消すこととする。映像使用者（以下、「使用者」という。）は、直ちに映像の使用を中止するとともに、映像を削除すること。

許可の取消しにより使用者が損害を受けることがあっても、ボートレース三国はその責めを負わない。

■映像の使用

使用者は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

（1）公序良俗に反する内容に使用しないこと。

（2）選手及びレース場並びにその関係者等を誹謗中傷しないこと。

（3）営利目的では行わないこと（投げ銭の設定や販売商品、有料サービスの宣伝等）。

（4）動画共有サービス等にて使用映像を公開する場合（ライブ配信は除く）は、事前にボートレース三国の確認を受けなければならない。確認後指摘事項があった場合は、その対応が完了するまでは動画を公開してはならない。

（5）使用可能なレース映像は、次のウェブサイトで公開されているもののみとする。

YouTube「公式」ボートレース三国

<https://www.youtube.com/channel/UCu-yP6WJQ0zcx5nmWhxvJEg>

■注意事項

- ・第三者の権利を侵害する恐れがある場合は、必要な措置を講ずること。
- ・第三者とトラブル等が生じた場合は、使用者が自己責任において対応するものとし、ボートレース三国は一切関知しない。
- ・ボートレース三国に対し、一切迷惑をかけること。

■その他

- ・ボートレース三国は、予告なく本規程を改定することができるものとし、撮影者はその改定

を全て了承するものとする。

・記載のない事項で問題が生じた場合は、ボートレース三国が決定権を有するものとし、使用者は全て従うこと。

附 則

この規程は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。